

岐阜市立茜部小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年1月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定
令和6年4月改定
令和7年4月改定

はじめに

ここに定める「茜部小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、全学級「よいことみつけ」の取組を実施し、学級に掲示している。また、福祉委員会が「I like me!自分にイイね!」の取組を、また、児童会執行部が「ぼかぼか言葉」や「各学級の思いやり宣言」を掲げる取組を行い、それを全校に紹介するなどしている。全校で自分のよさががんばりを見つけ、広めようとする気運を高め、さらに自分のよさや可能性に気付かせるとともに、仲間を大切にしていこうとする心を育てていく。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（3）いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間**とは、**少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する**。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ①「いじめは、絶対に許さない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対した個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | | |
|---|---------------------------------|---------------------|
| 1 | どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 | いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 | 相談されたら、その日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

- ・全ての教職員が組織的な指導体制で対応する。
- ・「いじめは、絶対に許されない」（いじめ防止対策推進法 第4条 児童等はいじめを行ってはならない）という認識を、学校教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童を大切にする教職員の意識や日常的な態度を育成する。

【児童へのメッセージ】

「茜部小の教職員は、多少のことでは諦めず、目標に向かって挑戦する人を心から応援します。しかし、一生懸命挑戦している人の邪魔をすることやいじめは許しません。」

(6) 保護者の責務など

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進, 主体性, 自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等)

【達成感, 充実感を味わうことのできる授業づくり】

- ・全ての児童が, 主体的に活動したり, 互いに認め合ったりする中で, 「分かった, できた」という達成感や充実感を味わえるよう, 教科指導を充実する。
- ・いじめや暴力, 差別や偏見等を見逃さず, 「よいこと見つけ」「いじめを見逃さない日」等いじめ未然防止に関わる活動を学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ, 児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。(常時活動の充実, いじめ防止強化週間に向けた取り組み等)
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 安心感を生み出す指導(仲間関係の構築, 規範意識の確立, 見守り・見届け体制の整備)

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり, 一人一人が仲間と関わり, 自己存在感を味わいながら, 望ましい人間関係を築くことができるよう, よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。(教師が主導のよいことみつけ, 学級通信, 朝の会・帰りの会の充実)
- ・教育活動全体を通じて, 全教職員が, 一人一人がかけがえのない存在であることや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて, 具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・日々の声かけや学習・生活の様子の見届け, また各種アンケートの把握(ダブルチェック), ここタン等, 丁寧な見届けや見守りの体制を整備し, アンテナを高くして全職員で児童の心の声を敏感にキャッチできるようにする。
- ・教育相談日には, 一人一人に寄り添い, 個別に丁寧に話を聞き取る。

(3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み, 他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるように, 自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流, ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて, 児童一人一人に命を大切にする心, 他を思いやる心, 自律の心, 確かな規範意識等が育つ道德教育を推進する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず, 互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育(いじめを見逃さない日の取組等)を充実し, 人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・自他の価値を認識し自尊感情を育てながら, 生命の尊厳への理解(自殺予防, 犯罪防止教育, がん教育や薬物乱用, 性に関する教育など)を深める。

(4) 全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて, 以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童が自己存在感をもてるようにする。
 - ② 小集団活動により共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場をつくり自己の可能性の開発を援助する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等（警察、専門家等の外部講師等による研修）についての指導を充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・いじめに関わる授業では、傍観者にならないための対応（SOS の出し方の教育、いじめ発生時の対応演習（ロールプレーイング）、互いに仲間の変容に気付ける目（ハートコンタクト）、講演やDVD 視聴等）を充実し、いじめを見逃さずいじめに対峙しようとする意欲を喚起する。
- ・よいこと見つけや、ここタン、きいてよ BOX、情報提供アンケート等、仲間の変容に気がつき、共にいじめに立ち向かおうとする取組を充実する。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、定期的なアンケート（記名式・自宅での記入・スマート連絡帳等での周知）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し対応につなげる。

※回答しやすい環境整備とダブルチェックによる複数職員による確認

- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、迅速で正確な情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスクール相談員との連携を強化し、指導体制を整える。
- ・「ここタン」を活用し、児童一人一人の多面的な理解に努め、未然防止に役立てる。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- ・いじめ対策監は、随時学校内を巡視しながら、気になる児童の把握や関係職員との情報共有に努め、積極的に連携を図る。
- ・いじめの疑いのある事案発生時に、別紙フロー図に従い迅速かつ組織的に対応できるよう日々教職員の意識向上を図りながら校内組織の強化に努める。また、スタートでの役割分担や具体的な手立てなど、被害者側の辛さや不安に寄り添った役割分担をし、具体的な手立てを模索しながら迅速な対応を行っていく。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、共感的な態度で傾聴する姿勢を大切にして教育相談を進める。また、問題が起きていないときこそ信頼関係が築けるよう日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、様々な場合を想定し問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、教育相談担当を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相

互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(5) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」等の各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案が起きた際には、学校組織で判断し、その事案から学ぶべき内容を全教職員で共有する。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、被害者側、加害者側ともに保護者への報告を行い、謝罪までの指導を丁寧に行う。その指導の中で、加害者側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、被害者側の児童やその保護者の思いを受け止め、安心して生活していくことを最優先に考える。加害児童自身が自らの行為を十分に反省し、その後の生活を改善し、成長していく姿を見届ける。管理職による見届けを確実にを行い、問題の解決に向けて、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後に向けて一緒に頑張って取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、直ちに教育委員会に報告し、警察、中央子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、教頭、いじめ対策監、（主任いじめ対策監）、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画 「西部小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4 月 5 月	・「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の確認 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・職員研修の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・学校評議員会等で「方針」説明 ・PTA総会で「方針」説明 ・「いじめを見逃さない日」の取組（年間を通して毎月3日） ・こころのアンケート（情報提供アンケート含む）の実施と教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導の見届け ・校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・教師・児童による良いこと見つけの取組	「方針」の確認
6 月	・いじめ防止強化週間（6月24日～7月3日） （全校朝会・学年集会・学級活動） ・児童向けネットいじめ研修①研修 ・いじめ問題を扱った道徳の授業 ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・学校運営協議会 ・なかまアンケート（いじめに特化したもの）の実施と教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導の見届け	
7 月	・「いじめについて考える日」7月3日 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8 月	・岐阜市生徒会サミット（中学校との連携） ・職員研修（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（前期の取組の評価）	
9 月	・福祉委員会による「よいことみつけ」（継続実施）	
10 月	・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校運営協議会	
11 月	・「いじめ防止月間」「いじめについて考える日」（児童主体のいじめ防止対策の取組） ・こころのアンケートの実施（情報提供アンケート含む）と教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導の見届け ・児童向けネットいじめ研修②	
12 月	・「ひびきあいの日」（児童会による、人を大切にする取組の発表） ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流）	第2回県いじめ調査
1 月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案）	

2月	・こころのアンケートの実施（情報提供アンケート含む）と教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導の見届け・児童会の取組のまとめ ・学校評議員会におけるいじめ防止対策に関する説明と報告	
3月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査問題行動調査(文科)次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめの未然防止と対応について「学校いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。学校いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた児童に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど事後の対応を中・長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合については、以下の対応を行う。

【主な対応】

- 岐阜市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、岐阜市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、岐阜市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに岐阜南警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・ いじめの未然防止，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価において次の３点を加味し，適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止の取組に関する事
 - ② いじめの早期発見の取組に関する事
 - ③ いじめの再発を防止するための取組に関する事

8 個人情報等の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・ 保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため，アンケートの質問票の原本等の一次資料，またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は，指導要録との並びで保存期間を５年（卒業後）とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和３年４月１日改訂参照）
（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 令和６年８月改定参照）

○指導記録について

- ・ １事案１ファイルを原則として，事案の概要，指導の方向・方法・経緯，児童の意識，保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書，指導記録，学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間，学年間での確実な引継ぎ

- ・ 個人カード，ファイル等への記録を随時行い，適切な情報を管理保管し，進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。